

入山する人はクマに注意しましょう

毎年、山菜・キノコ採り、登山、渓流釣りや林業作業中のツキノワグマによる被害が見受けられます。

特に山菜・キノコ採りや渓流釣りの場合、探ることに集中してしまうため、ツキノワグマがいる気配に気付かず、突然出合ってしまう危険性が高くなります。

県内の山はほとんどがクマの生息域です。クマがいるのは当然と思って山に入つてください。

特に、悪天候の日や沢音が大きい場所などでは、クマも人の気配に気付かないこともありますので、注意が必要です。



山でクマに遭わないための8か条!!

- その1 「単独でなく複数で行動する」
- その2 「鈴やラジオで時々音をだしながら行動する」
- その3 「絶えず周囲の様子に気を配る」
- その4 「音が消される強風時や沢沿いは特に注意する」
- その5 「夜間、明け方、夕方の入山は避ける」
- その6 「食べ残しは放置せず密封して持ち帰る」
- その7 「撃退グッズ(忌避スプレー、鉛など)も活用する」
- その8 「地域のクマ情報を確認してから出かける」

もしクマに出会ったら!!

- 走って逃げない!背中を見せない!
- 持ち物(帽子や服など)を静かに置いて注意をそらす
- 注意しながら静かにゆっくり後退する
- クマとの間に木や岩を挟むようにする
- 風向きに注意して撃退スプレーを使う(持つていれば)
- クマが攻撃してきたら両手で顔や頭をカバーし防御する

山や森に入ることは、クマの生活場所に入ることです。
何よりも出遭わない工夫をすることが大切です。

岩手県作成のクマ注意喚起チラシ

(3) ツキノワグマ

ツキノワグマは、昨年から本年度にかけて20件ほど目撃情報が寄せられており、昨年と同様に設置した箱わなで、1頭を捕獲しています。

近年、里山をすみかとする個体が見受けられ、他市町村では死者も出るなどの人的被害の危険性が増しています。

(4) ハクビシンとアナグマ

民家近くに見受けられる個体の主なすみかは、空き家、物置などで、住宅の天井裏にすみ着くこともあります。

また、捕獲した個体には、ダニの寄生が多く見られるので、家屋への侵入を確認した際は、子どもやペットに寄生していないかなどの注意が必要です。

箱わなでの捕獲が最も効果的とされています。

市は、ハクビシンやアナグマなどの捕獲に必要な箱わなを貸し出しています。夜間天井で大きな音がするなど「もしかしたら」と思つたら、市に申し出てください。

市の取り組み 対策について

市の野生鳥獣

〈農家・入山者の対策〉
ツキノワグマは、いわてに立ち入る場合は、仲間と共に必ず複数人で入山し、併せてラジオやクマ除け鈴などの音のできるものを携帯します。また、民家の近くの果実は、全て摘果し、餌となるものを放置しないことが大切です。



〈被害対策〉
建物は、進入経路を遮断し、田畠は網を張り、網の下部分を10cmから20cmほど土中に埋めることで効果が上がります。

〈市の取り組みと対策〉
ツキノワグマは、いわてレッドデータブックに「準絶滅危惧種」相当として指定されており、追い払いを基本とし、出没箇所での注意喚起とパトロールを強化しています。ただし、民家近くに頻繁に出没する個体は、できるだけ捕獲に努めます。

(1) 大船渡市鳥獣被害対策実施隊事業
大船渡市鳥獣被害対策実施隊による野生鳥獣の捕獲、駆除を行っています。

(2) シカ防護網普及事業
平成30年度のシカ防護網の申込受付を次のとおり行います。

①配付対象者=市内に住所を有する人
②配付数=一世帯当たり1反まで
③受付=大船渡市農協が窓口となります。

(3) 箱わなの貸し出しについて
市農林課(三陸支所)で隨時受け付けます。

度は民家付近の目撃情報をもとに設置した箱わなで、1頭を捕獲しています。

近年、里山をすみかとする個体が見受けられ、他市町村では死者も出るなどの人的被害の危険性が増しています。

田畠は網を張り、網の下部分を10cmから20cmほど土中に埋めることで効果が上がります。

農林課からのお知らせ

緑の募金にご協力ください

緑の募金は、地域の緑化活動支援のほか、次世代を担う子どもたちの森林環境学習支援や東日本大震災の被災地緑化、海外の緑化活動支援にも使われています。

本市では、本年度も家庭募金、街頭募金、職場募金、企業募金など各方面で募金活動を展開していきます。皆さん温かいご協力をお願いします。

▷目的=森林を整備することは、水源のかん養や環境の保全につながり、人間が生活するうえで欠くことのできない役割を果たすことになります。

現在および将来の世代にわたって人間が豊かな緑と水に恵まれた生活を維持することができるよう、国民の自発的な活動を生かして、積極的に推進することを目的として「緑の募金」を実施しています。

▷実施主体=公益社団法人岩手県緑化推進委員会
▷期間

平成30年3月20日～平成30年5月31日(春季)
平成30年9月1日～平成30年10月31日(秋季)

火入れの際は連絡を

野焼きや刈り取り草の焼却を行うときは、火入れの許可が必要です。

火入れをする際は、市農林課にお問い合わせください。